

# 株式会社パラオプランテーションリゾート

## = 海外手配旅行条件書ダイジェスト版 =

本旅行条件書は旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

### 1.手配旅行契約

1) 手配旅行とは、当社がおお客様の依頼により旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2) この旅行は、株式会社パラオプランテーションリゾート(東京都新宿区住吉町 1-11 東京都知事登録旅行業第 3-6762 号 (以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。

3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用 (以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の取扱料金を申し受けます。※取扱手数料については最終項「旅行業務取料金表」にてご確認ください。

4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます)によります。

5) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。

### 2.ご旅行のお申込みと契約成立時期

1) オンライン予約を利用して当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社予約サイトページ上の申し込みフォームへ所定の事項を入力の上お申込みいただけます。

2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立します。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。当社は、お客様のお申込みに対する承諾をメールによるご予約確認書兼ご請求書の発行をもって承諾通知といたします。契約は当該通知がお客様に到達後、ご入金時に成立するものとします。

3) 上記 2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。

お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(書面をお渡した時点、郵送の場合は発信した時点、FAX および Eメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。)

4) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社 (以下「提

携会社」といいます。) のカード会員であるお客様より予約システムによるお申込みを受けて、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金・取消料等のお支払いを受けることを内容とする手配旅行契約 (以下「通信契約」といいます。) を締結することがあります。

5) 当社と通信契約を締結されるお客様は、お申込みに際し、お客様の有するクレジットカードの「会員番号」「有効期間」、予約システムによりお申込みをされる旅行サービスの「内容」「日程」その他当社所定の事項を通知していただきます。

5) 通信契約での「カード利用日」は旅行契約日とします。

4) お申込書の入力および記入において、氏名 (スペル) はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申し込みください。

### 3.申し込み条件

1) 申し込み時点で 20 歳未満の方は、保護者の同意が必要です。

2) 高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。旅行サービスによっては、お客様が上記に該当する場合、予約確定後であっても参加できないことがありますので予めご了承ください。

3) その他当社業務上の都合によりご参加をお断りする場合がございます。

### 4.旅行代金のお支払い

1) 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び取扱料金 (変更手続料金及び取消手続料金を除きます。) をいいます。

2) 旅行代金は、請求書に記載する期日までにお支払ください。

3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又減少は、お客様に帰属するものとします。

### 5.渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

### 6.契約内容の変更

お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。契約内容の変更の際し、

下記料金を支払わなければなりません。

【1】変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。）

【2】当社所定の変更手続き料金※

#### 7. 契約の解除

1) お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は営業時間内にお受けします。

【1】お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。）

【2】当社所定の取消手続き料金

【3】当社が得るはずであった取扱料金

2) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。

3) お客様が第 2 項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に本項 1) に定める料金をお支払いいただきます。

#### 8. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ手配旅行契約については、以下により取り扱うものとします。

1) 当社は、旅行者が定めた代表者（以下「契約責任者」という。）が構成員の手配旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該手配旅行契約に関する取引等を契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。

2) 当社は、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の申込を受けることがあります。その旨は契約書面に記載します。

3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

4) 手配旅行契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し、名簿を当社に提出しなければなりません。

5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

#### 8. 当社の責任および免責事項

1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社にして通知があったときに限ります。

2) お客様が、当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

1. 天災地変、戦乱、暴動、又航空機の遅延、ストライキ等のために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。

2. 運送・宿泊機関の過剰予約受付（オーバーブッキング）、事故若しくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。

3. 日本若しくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制若しくは伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。

4. 自由行動中の事故。

5. 行程中の疾病（食中毒を含む）及び傷害。

6. 紛失または盗難

7. 旅券（パスポート）の残存有効期間の不足及び査証（ビザ）の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合。

8. お客様ご自身の故意または過失による損害

9. その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損

10. 航空券が紛失、または盗難に遭った場合。

12. 空港でのチェックインの時間に遅れて、搭乗できなかった場合。

13. 航空券の名前と旅券（パスポート）の名前に相違があって、搭乗できなかった場合。

14. お客様が当社からメールにて配信した契約内容に関する重要なお知らせを開封しなかった場合。

15. 特別補償規程の不適用 本旅行契約については、当社旅行業約款別紙の特別補償規程の適用はありません。

#### 9. お客様の責任

(1) 旅行の実施はお客様ご自身で行っていただきます。お客

様の責により旅行サービスの提供が受けられなかった場合、当社は当該サービスの補償はおこないません。当社は、添乗員サービスの手配・提供を承りません。

(2)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

#### 11.お客様が出発までに実施する事項

旅券（パスポート）の残存有効期間・無査証滞在要件等は国によって異なり、旅券（パスポート）の残存有効期間不足や査証（ビザ）の不備等で搭乗・出入国が拒否される場合がありますので、旅券（パスポート）、査証（ビザ）等の渡航手続については、お客様ご自身にてご確認下さい。

#### 12.個人情報の取扱い

当社は、ご提供いただいた個人情報について、当社 web サイトの記載の個人情報保護方針に基づき利用させていただきます。

#### 13. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行の部）に定めるところによります。

### = ご予約 & 取消・変更等のご案内 =

#### 14.お申し込み方法

- ↓ お申込書（申し込みフォーム）の送信
- ↓ 予約承認の通知※請求書/予約確認書を Eメール送信
- ↓ お申込金または全額のお支払い
- ↓ 契約成立
- ↓ 残金のお支払い（指定の期限までに/振込の場合）
- ↓ ご出発のご案内（Eメールで送信）
- ↓ ご出発

#### 15.手配料金（取扱料金）・取消・変更手数料規定 （当社）1件につきの料金（航空券は1枚につき）

- 宿泊のお手配 ￥3000
- 航空券の手配 ￥3000
- オプションツアー他アクティビティ ￥3000
- 取消/変更手数料（契約後） ￥1000
- 返金手数料（契約後） ￥1000

※上記手数料とはホテルや航空会社などのキャンセル料以外に別途かかる費用です。

※お客様がオンライン予約にてお申込みされる場合に限り、

当社は取扱料金をいたしません（航空券以外）。

#### 16.各種 お取消料金および変更料金の規定について

##### 3) アンテロープツアーズ取消/変更規定

（オプションツアー/催行:アンテロープ社）

ツアー前日の 17:00 まで 無料

ツアー前日の 17:00 以降 100%

日本で入金済みのツアー（到着後） 返金なし

#### 17.返金に関するご注意

- 1) 当社ではお客様のご都合による取消や変更等に伴う返金が生じた場合、当社所定の取消手数料を申し受けます。
- 2) 返金はおお客様の口座への振込処理またはクレジット決済金額の取消または金額変更処理となります。
- 3) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はおお客様にご負担いただきます。
- 3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

#### 18.お取消についてのご案内

- 1) 天変地異が理由によるご宿泊やツアー参加のお取消の場合は、お取消料金（キャンセル料金）が免除となる場合がございます。
- 2) 航空会社の欠航等、交通機関が理由の場合の宿泊代金やツアー参加代金の払い戻しおよび取消料金の免除はございません。
- 3) 取消日および変更日は東京オフィスの営業する日で換算となります。※休業日（土日祝日、お盆・正月など）は除いて換算してください。
- 4) 東京オフィスの時間外または休業日取消または変更が発生した場合は、翌営業日または翌営業時間に該当する取消（変更）料金を申し受けます。

※例外：ただし、現地パラオプランテーションリゾートまたはアンテロープへ直接ご連絡をいただき、かつ、現地スタッフが取消（変更）処理を完了した場合限り、ご連絡いただいた時点での取消（変更）料金で適用可能な場合がございます。その際は処理をした担当スタッフの名前、キャンセル処理完了の内容が書かれた旨のメール控えが必要となります。ダイビング等、他社催行ツアーの代行手配の場合は上記例外には該当しません。

≪現地連絡先≫

■ パラオプランテーションリゾートフロント 680-488-3631  
24 時間（日本語 OK）：パラオプランテーションリゾート宿泊/プランテーション発ツアー/マングローブスバ/パラオプランテ

## シオンリゾート内レストラン・バー

※深夜は日本人スタッフが対応できない場合がございます。

■アンテロープオフィス 680-488-1059 07:30~17:00 (日本語OK) :アンテロープゲストハウス/アンテロープツアーについて※日中は海に出ている場合がございます。

«ご出発前連絡先»

■東京オフィス (株)パラオプランテーションシオンリゾート) の営業時間:平日9:30~17:30 03-6457-7551

※休日:土日祝日

※他お盆、正月休みあり。臨時休業は HP のニュース欄をご確認ください。

## 20.日本でのお支払い方法と期限について

(お申込金/残金) について

- 1) 各種ご予約はご出発前・事前決済(円口座への銀行振り込みまたはクレジットカード)を承っております。
- 2) 銀行振込手数料はお客様のご負担となっております。
- 3) クレジットカード利用の場合はご一括またはクレジットカード会社とお客様の間の契約回数でのお支払いとなります。
- 4) VISA/MASTER/DINERS/JCB/AMEX が利用可。
- 5) クレジットカードは指定した URL からの WEB 上での決済となります。
- 6) ご指定 (入力) いただいたクレジットカードが有効でない場合はご予約を解除させていただきます。

## 21.現地パラオプランテーションシオンリゾート・アンテロープでのお支払いについて

- 1) パラオでのお支払い通貨は US \$ となっております。
- 2) クレジットカードは VISA/MASTER/DINERS/JCB (AMEX 不可) をご利用いただけます。
- 3) TC でのお支払いはできません。

[現地お支払いについてのご注意]

※パラオ国内では多くの施設で AMEX のカードおよび TC のご利用ができません。

※パラオ現地での両替はレートが悪い場合が多く、両替場所も少ないため、ご到着前に両替されることをお勧めしております。

## 22.別途かかる費用 (US\$現金必要)

- 1) 海のツアーまたはダイビングに参加される場合は、旅行費用以外に別途現地にてコロール州発行の許可証 (パーミット) をツアー初日にご購入いただきます。許可証はロックアイランド

許可証またはジェリーフィッシュ許可証のうち 2 種類からお選びください。

2) ジェリーフィッシュレイクへ行予定がある場合は、必ず最初にジェリーフィッシュレイク許可証を購入してください。あとで追加する場合は手数料 \$ 75 が必要となるため割高になります。

3) 許可証は 6 才以上全員必要となります (6 歳未満不要/フィッシング許可証は 13 才以上)。

4) 許可証は 10 日間有効で、有効期間内は何度でもご利用いただけます。

5) 一度発行された許可証の払い戻しはできません。

6) 出国時に空港にて出国税とグリーン税合が必要です。

7) 許可証および出国税は US\$現金でご用意ください。

ロックアイランド許可証	10 日間有効 \$ 50
ジェリーフィッシュレイク許可証	10 日間有効 \$ 100
フィッシング許可証	上記に追加 \$ 20
出国税 (グリーン税合)	復路空港にて \$ 50

## 23.オプションツアーの規定とご案内 (アンテロープツアーズ)

- 1) ご参加の方には前日ご宿泊ホテルへご案内書を配布。
- 2) アンテロープツアーズお取消規定  
16-3) 項の取消規定、18 お取消のご案内参照
- 3) スノーケリングを含む海のツアーでは、ライフベスト・フィン・マスク・マリンシューズの無料レンタルをご用意しております。
- 4) マリンシューズレンタルをご利用の場合は事前にサイズをお知らせください。
- 5) 小人用のレンタルにはサイズと数に限りがあり、ご用意できない場合がございます。ご希望の場合は事前にご確認ください。
- 6) 大人 2 名以上と同伴で無料参加幼児 (未就学児) のお弁当はつきません。別途ご注文ください (弁当 \$ 5 / 1 個)
- 7) 妊婦や小人は参加制限がございます。お問い合わせください。
- 8) 当日キャンセルで許可証を発行済みの場合、キャンセル料金と合わせて許可証代ご請求させていただきます。
- 9) 天候や海況、現地の事情により、行程変更や当日ツアー催行の中止となる場合がございます。
- 10) 日本にてご予約・ご入金済のオプションツアーに現地でご参加されない場合のご返金はありません。
- 11) 1 名様でのお申込みの場合、2 名催行のツアーには人数不足でご参加いただけない場合がございます
- 12) 各種参加条件は予告なく変更される場合がございます。

2017/01 月作成